

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る  
公害防止管理者制度の手引き

長岡市環境部環境政策課

## 1 本手引きについて

本手引きは「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「公害防止管理者法」という。）」の規定に基づき、長岡市に届出が必要となる内容について整理したものです。届出先が新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課（以下「新潟県」という。）となる内容については詳細を省略してありますので、新潟県にお問い合わせください。

## 2 法の目的

公害防止管理者法は、主な公害発生源である工場に公害防止組織の設置を義務付け、事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的として法律です。

特定工場を設置している者は、同法に基づき、公害防止管理者等を選任し、県又は市町村に届出をする必要があります。

## 3 特定工場とは

特定工場とは、(1)政令で定める業種（以下「対象業種」という。）に属する事業の用に供し、(2)政令で定める施設（以下「公害発生施設」という。）が設置されている工場のうち、(3)政令で定める規模等（以下「要件」という。）に該当する工場のことです。

### (1) 対象業種

- ①製造業（物品の加工業を含む。）
- ②電気供給業
- ③ガス供給業
- ④熱供給業

#### 〔注意事項〕

- ・対象業種の分類は、事業者単位ではなく工場毎に判断する。
- ・対象業種の範囲は、原則として日本標準産業分類による。
- ・ある工場が同時に2以上の業種に属し、かつ、それらの業種の一部が法の対象業種である場合には、その工場は、法の対象となる。

### (2) 公害発生施設

- ①ばい煙発生施設
- ②汚水等排出施設
- ③騒音発生施設
- ④振動発生施設
- ⑤一般粉じん発生施設
- ⑥特定粉じん発生施設
- ⑦ダイオキシン類発生施設

詳細は表1のとおりです。

### (3) 要件

詳細は表1のとおりです。

表1 公害発生施設の種別及び要件

区分	公害発生施設	施設の種別	要件
水質関係	汚水等排出施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。） <div data-bbox="595 400 1205 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">             詳細は「資料」をご参照ください。           </div>	(1)又は(2)に該当する工場 (1) 以下の施設のいずれかが設置されている工場（以下「水質関係有害物質排出施設」という。）で、排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させている工場 公害防止管理者法施行令別表第1に掲げるもの（（水質汚濁防止法施行令別表第1第19号、第22号、23号の2、24号、26号、27号から29号、31号から35号、37号、38号の2、41号、43号、46号～48号、50号、51号、53号、58号、61号～63号、63号の3、65号、66号、66号の2、71号の5、71号の6に掲げる施設のうち、水質汚濁防止法に規定される有害物質の製造、使用、処理等に係るもの） (2) (1)以外の工場で排水量（一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が1,000 m <sup>3</sup> 以上の工場
騒音関係	騒音発生施設	騒音規制法第3条第1の規定により指定された地域内にある工場に設置されている以下の施設 (1)機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。) (2)鍛造気(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	要件なし
振動関係	振動発生施設	振動規制法第3条第1の規定により指定された地域内にある工場に設置されている以下の施設 (1)液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。) (2)機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。) (3)鍛造気(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	要件なし
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の付属施設に設置されるものを含む。）	要件なし

※届出先が新潟県となる公害発生施設（ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設）については記載を省略してあります。

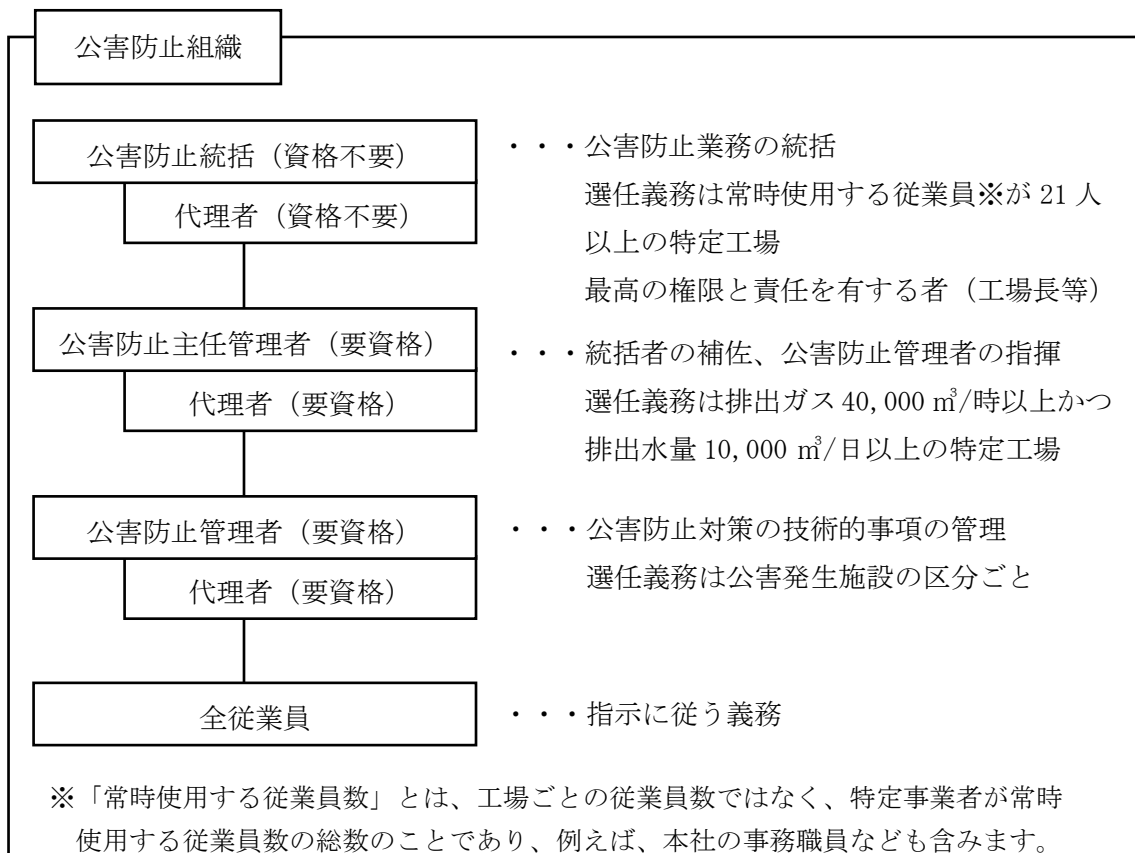
#### 4 公害防止組織法の目的

##### 4.1 公害防止組織とは

特定工場には、公害防止組織の整備が義務付けられています。公害防止組織とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者、従業員から成る、自主的な公害防止業務を行う組織のことです。

特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者に加え、それぞれに代理者を選任する義務があります。

図1 公害防止組織の概要



##### (1) 公害防止統括者

特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者。常時使用する従業員数が 21 人以上の場合、選任する必要があります。その工場の事業の実施を統括管理する者（最高の権限と責任を有する者のことであり、工場長等）を充て、選任にあたり資格は必要ありません。

##### (2) 公害防止主任管理者

大気及び水質関係の技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者です。排出ガス量が 40,000 m<sup>3</sup>/時以上で、かつ、排出水量が 10,000 m<sup>3</sup>/日以上 of 特定工場の場合、選任が必要となります（資格必要）。

(3) 公害防止管理者

公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等の技術的事項を行う役割を担う者です。

工場に設置された公害発生施設の区分（表 2 に掲げる規模・種類）に応じた資格者を選任する必要があります。

表 2 公害発生施設の区分と選任すべき公害防止管理者の種類

公害発生施設の区分		公害防止管理者の種類	必要な資格	
水質関係 (汚水等 排出施設)	有害物質排出施設	排水量 10,000 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第 1 種	水質関係第 1 種
		排水量 10,000 m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第 2 種	水質関係第 1・2 種
	上記以外の施設	排水量 10,000 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第 3 種	水質関係第 1・2 種
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> /日以上 10,000 m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第 4 種	水質関係第 1~4 種
騒音関係施設		騒音・振動関係	騒音・振動関係 ※騒音関係	
振動発生施設		騒音・振動関係	騒音・振動関係 ※振動関係	
一般粉じん発生施設		一般粉じん関係	大気関係第 1~4 種 特定粉じん関係 一般粉じん関係	

※平成 17 年度までの資格

(4) 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者です。公害防止主任管理者及び公害防止管理者の代理者は、各管理者の選任に必要な資格を有する必要があります。

#### 4.2 公害防止管理者等の業務

公害防止統括者等の業務内容については、表3のとおりです。

表3 区分ごとの公害防止管理者等の業務内容

区分	公害防止統括者の業務内容	公害防止管理者の業務内容
水質 (汚水等排出施設)	汚水等排出施設の使用方法的監視	使用する原材料の検査
	処理施設等の維持及び使用に関する事	汚水等排出施設の点検処理
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録に関する事	施設等の操作、点検及び補修
	水質汚濁防止法の事故時の措置及び排水水に係る緊急時の措置に関する事	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録
		測定機器の点検及び補修 事故時の措置の実施 排水水に係る緊急時の措置の実施
騒音 (騒音発生施設)	騒音発生施設の使用的方法及び配置その他騒音の防止の措置に関する事	騒音発生施設の配置の改善
		騒音発生施設の点検 騒音発生施設の操作の改善 騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修
振動 (振動発生施設)	振動発生施設の使用的方法及び配置その他振動の防止の措置に関する事。	振動発生施設の配置の改善
		振動発生施設の点検 振動発生施設の操作の改善 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修
一般粉じん (一般粉じん発生施設)	一般粉じん発生施設的使用方法的監視	使用する原材料の検査
	処理施設等の維持及び使用に関する事	一般粉じん発生施設の点検
		処理施設等の操作、点検及び補修

## 5 資格の取得方法

公害防止管理者等の資格を取得するには、次の2つの方法があります。

- (1) 国家試験に合格する。
- (2) 技術資格又は実務経験のある者が資格認定講習を受講し、修了試験に合格する。

詳細は、一般社団法人 産業環境管理協会公害防止管理者試験センターまでお問い合わせください。[\(http://www.jemai.or.jp/\)](http://www.jemai.or.jp/)

## 6 届出の手続き

特定事業者は、次のとおり、特定工場の所在地を管轄する自治体に届出をする義務があります。

### (1) 届出書の提出先

長岡市内の特定工場に関する届出書の提出先は、次のとおりです。

新潟県に提出する場合は、担当部署にご相談ください。

設置している施設の区分		届出提出先
ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれか	汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設、一般粉じん発生施設のいずれか	
有	有	新潟県 (※1)
	無	
無	有	長岡市環境政策課 (※2)

※1 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課

所在地 長岡市沖田2丁目173番地2

連絡先 0258-38-2533

※2 長岡市環境部環境政策課

所在地 長岡市寿3丁目6番1号

連絡先 0258-24-0528

(2) 特定工場に関する届出書（長岡市に提出する場合）

届出書の種類	要件	選任期限	提出期限	添付書類
公害防止統括者 （公害防止統括者 の代理者）選任、 死亡・解任届出書	資格は不要	選任の事由 が発生した 日から 30 日 以内	選任、死亡・ 解任した日か ら 30 日以内	なし
公害防止管理者 （公害防止管理 者の代理者）選 任、死亡・解任届 出書	施設の区分ご とに有資格者 から選任	選任の事由 が発生した 日から 60 日 以内	選任、死亡・ 解任した日か ら 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙（指定様式 届出書の電子データを含む）</li> <li>・国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し</li> <li>・兼務の場合は法令に定める書面（下記参照）</li> </ul>
承継届出書	相続又は合併により特定事業者の地位を承継したとき ※	-	遅滞なく	<p>次の(1)、(2)のいずれか</p> <p>(1)相続の場合</p> <p>①2人以上の相続人の全員の同意により地位を承継する相続人を選定したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続同意証明書及び戸籍謄本</li> </ul> <p>②上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続証明書及び戸籍謄本</li> </ul> <p>(2)合併の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地位を承継した法人の登記事項証明書</li> </ul>

※会社の分割、特定工場の譲渡があった場合には承継届出書ではなく、元々の特定事業者（元会社）は解任届出書、新たな特定事業者（新会社）は選任届出書の提出が必要です。

必要事項を御記入いただき、必要な書類を添付のうえ、御提出ください。

届出書は、控えを含めて2部必要です。

「公害防止主任管理者及びその代理者の選任、死亡・解任届出書」については、提出先が新潟県になるため、掲載していません。

(3) 公害防止管理者（代理者を含む）の兼務に必要な書面

- 1 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下、兼務工場）が当該公害防止管理者（以下、兼務公害防止管理者）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所であることを示す書面
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有していることを示す書面



- 3 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であることを示す書面、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下、業務規程）（兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められているもの）
- 4 業務規程（兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められているもの）
- 5 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていることを示す書面

資料 水質汚濁防止法施行令別表第1（特定工場に係る汚水等排出施設に該当するもののみ抜粋）

号番号	対象業種及び施設名称
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設

	ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
12	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設

21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チツブ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

	<p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。</p>
27	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</p> <p>上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</p> <p>塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p>

	<p>ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗淨施設</p> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗淨施設 ヌ 湿式集じん施設</p> <p>上記の施設で、塩化ビニルモノマー（※）を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。</p> <p>（※）塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p> <p>上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗淨施設</p> <p>上記の施設で、二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗淨施設 ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設 ロ 分離施設</p>

	<p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
38 の 2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p> <p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p>

	ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を混合するものに限る。以下同じ） ホ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試験薬製造施設
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設



	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。） イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
63の3	石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設

64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
65	酸又はアルカリによる表面処理施設 上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
66	電気めつき施設 上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。
66 の 2	エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に掲げるものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に掲げるものを除く。）

(注 1) 黄色の網掛部は水質関係有害物質排出施設に該当し、排出水量に関わらず公害防止管理者の選任が必要です（表 1 の水質関係に係る要件(1)に該当）。排出水量が 1 日あたり 10,000 m<sup>3</sup>以上の場合には水質関係第 1 種、10,000 m<sup>3</sup>未満の場合には水質関係第 2 種です。

(注 2) 黄色の網掛部以外は、排出水量が 1 日あたり 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合、水質関係第 3 種又は第 4 種の選任が必要です。排出水量が 1 日あたり 10,000 m<sup>3</sup>以上の場合には水質関係第 3 種、1,000 m<sup>3</sup>以上 10,000 m<sup>3</sup>未満の場合には水質関係第 4 種です。

記入例1 公害防止統括者の選任及び解任を行う場合

様式第一（第四条関係）

公害防止統括者 ~~（公害防止統括者の代理者）~~ 選任、~~死亡~~・解任届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長岡市長 様

長岡市〇〇町〇丁目〇番地  
届出者 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 長岡 一郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社〇〇〇〇長岡工場		※整理番号	
特定工場の所在地	長岡市〇〇町〇丁目〇番地		※受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	〇〇人		※特定工場の番号	
選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		※備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     21人以上の場合に選任が必要です。 20人以下の場合は選任不要です。                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     工場の事業の実施を統括管理する者（工場長など）を選任してください。                 </div>
公害防止統括者 （公害防止統括者の代理者）	職名	工場長 〇〇 〇〇		
	氏名			
選任の事由	人事異動のため			
（死亡・解任）年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		※備考	
公害防止統括者 （公害防止統括者の代理者）	職名	工場長 〇〇 〇〇		
	氏名			
解任の事由	退職のため			

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例2 公害防止統括者の選任及び解任を行う場合

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者 ~~（公害防止管理者の代理者）~~ 選任、~~死亡~~・解任届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長岡市長 様

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇

届出者 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社〇〇〇〇 長岡工場	※整理番号	
特定工場の所在地		長岡市〇〇町〇丁目 〇〇番地〇	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量		※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類		※備考	
水質関係	排出水量	0 m <sup>3</sup> /日	<div data-bbox="965 958 1487 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     公共用水域への1日あたりの平均排出水量を記入してください。雨水排出のみの場合は0 m<sup>3</sup>/日となります。                 </div>	
	特定地下浸透水の浸透の有無	無し		
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類		<div data-bbox="1077 1391 1513 1541" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     選任の場合、国家試験の合格証書又は資格認定講習の修了証書の写しを添付してください。                 </div>	
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			

水質関係第2種 公害防止管理者 <del>（公害防止管理者の代理者）</del>	選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	職名	〇〇課長	
	氏名	〇〇 〇〇	
	担任業務の範囲	水質汚濁防止に関する業務全般	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
任の事由		人事異動のため	

水質関係の場合、水質関係第〇種と記入してください。

<p>水質関係第2種 公害防止管理者 <del>(公害防止管理 者の代理者)</del></p>	( <del>死亡</del> ・解任)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	職名	〇〇課長
	氏名	〇〇 〇〇
	担任業務の範囲	水質汚濁防止に関する業務全般
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
任の事由	人事異動のため	

水質関係の場合、水質関係第〇種と記入してください。

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

## 汚水等排出施設の種類の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	酸又はアルカリによる表面処理施設	6 5	金属の表面処理（硝酸化合物使用）
	2	電気めっき施設	6 6	電気めっき（ほう素化合物使用）
	3			
	4			
	5			
	6			
上記以外の施設	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。
- 2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
- 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例3 特定事業者の地位を承継した場合

様式第三の二 (第十条の二関係)

承 継 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長岡市長 様

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇

届出者 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社〇〇〇〇長岡工場			※印の欄は記入しないでください。
特定工場の所在地	長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇	※受理年月日	年 月 日	
承継の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	※特定工場の番号		
被承継者	氏名又は職名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	※備考	承継前の特定事業者について記入してください。
	住所	長岡市〇〇町〇番〇号		
承継の原因	合併のため			

備考 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4

※合併の場合、「法人の登記事項証明書」を添付してください。  
 ※相続の場合、「規則様式第三の三」又は「規則様式第三の四」のいずれか、及び戸籍謄本を添付してください。

記入例4 2人以上の相続人の全員の同意により  
地位を承継する相続人を選定した場合

様式第三の三（第十条の二関係）

相 続 同 意 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長岡市長 様

特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員を記入してください

証明者

住所 長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇

氏名 〇〇 〇〇

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇

〇〇 〇〇

相続前の特定事業者を記入してください。

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇

〇〇 〇〇

承継した特定事業者を記入してください。

3 相続開始の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。



記入例5 2人以上の相続人の全員の同意により地位を承継する相続人を選定した場合以外の場合

様式第三の四(第十条の二関係)

相 続 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長岡市長 様

証明者 長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇  
〇〇 〇〇

証明者 長岡市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇 〇〇

2人以上の証明者を記入してください

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇  
〇〇 〇〇

相続前の特定事業者を記入してください。

2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

長岡市〇〇町〇丁目〇番地〇  
〇〇 〇〇

承継した特定事業者を記入してください。

3 相続開始の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。